

別表 2

保育料の一部貸付・就職準備金貸付・子どもの預かり支援事業  
 利用料金の一部貸付金 免除対象施設一覧

施設・事業所別	設置根拠法
保育所	児童福祉法第 7 条
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第 7 条
幼稚園のうち、教育時間の就労後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条
幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項
家庭的保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項
小規模保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項
居宅訪問型保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項
事業所内保育事業（市町が行うもの及び市町による認可を受けたもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項
病児保育事業（県知事等に届出を行ったもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項
一時預かり事業（県知事等に届出を行ったもの）	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項
離島その他の地域において特別保育を実施する施設	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1